

新型コロナウイルスに関する販売店の経営支援策一覧（第3版）

（2020.6.12 現在・新聞協会事務局まとめ）

※政府の2020年度第2次補正予算で盛り込まれた内容など（下線部）を追加しました

■ 給付金・融資関連

- ・ 家賃支援給付金（中小企業庁）

<https://mirasapo-plus.go.jp/infomation/5846/>

※2020年5～12月のいずれか1か月の売上が前年同月比50%以上減、あるいは連続した3か月で前年同期比30%以上減少した事業者を対象に、家賃の最大3分の2を補助する制度（法人は月100万円、個人事業者は50万円が上限）。申請受付は6月下旬以降、給付は7月以降を予定。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（仮称）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000637670.pdf>

※勤務先からの休業手当を受け取れなかった労働者個人に、国から賃金の80%（月額33万円上限）が休業日数に応じて直接支給される制度。

- ・ 持続化給付金 申請サイト（経済産業省）

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

※売上が前年同月比50%以上減少している中小企業等を対象に、最大200万円が支給される制度。会社以外の法人も対象。申請締め切りは、2021年1月15日（金）。20年1～3月に創業した事業者についても、1か月の売上が1～3月の平均額から50%以上減少すれば給付対象に追加された。

- ・ 雇用調整助成金の特例措置（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

※経済上の理由により雇用の調整を余儀なくされた事業主が労働者に支払う休業手当、賃金等の一部を助成する制度。コロナウイルス感染拡大に伴い、9月30日まで特例措置で内容や対象を拡充（第2次補正予算で上限を1日当たり8330円から1万5000円に引き上げ）。

※6月12日現在、オンラインでの受付を停止中。郵送または労働局・ハローワークでの申請は受付を継続。

■その他・一般情報

- ・ ミラサポ plus 制度ナビ (中小企業庁)

<https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/supports?keywords=%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%82%A6%E3%82%A4%E3%83%AB%E3%82%B9%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E9%96%A2%E9%80%A3&sort=popularity&order=desc&limit=10&offset/>

※新型コロナ関連の支援制度を横断的に検索できるサイト。

(以下、変更なし)

■給付金・融資関連

- ・ 持続化給付金 中小法人向け申請要領 (経済産業省)

https://www.jizokuka-kyufu.jp/doc/pdf/r2_application_guidance_company.pdf

- ・ 同 よくあるお問い合わせ (経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html>

- ・ セーフティネット保証 4号 (中小企業庁)

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm

※突発的災害に起因して売上高が前年同月比20%以上減少している中小企業を対象に、一般枠とは別に借入債務の100%を保証する制度。

- ・ セーフティネット保証 5号 (中小企業庁)

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

※特に重大な影響が生じている特定業種について、売上高が前年同月比5%以上減少している場合に、一般枠とは別に借入債務の80%を保証する制度。「新聞小売業」は、4月10日、対象業種に指定済み(5月1日から対象を全業種に拡大)。

- ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_t.html

※直近1か月の売上高が前年または前々年同期比5%以上減少している場合に利用可。別枠3億円限度。実質的な無利子化については、下記「特別利子補給制度」を参照。

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付（商工中金）

https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_200319_04.pdf

※直近1か月の売上が前年または前々年同期比5%以上減少している場合に利用可。

3億円限度（日本政策投資銀行等との合算）。実質的な無利子化については、下記「特別利子補給制度」を参照。

- ・新型コロナウイルス感染症・マル経融資（日本政策金融公庫）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

※直近1か月の売上が前年または前々年同期比5%以上減少している場合に利用可。

別枠1000万円限度。商工会議所等の長の推薦が必要。実質的な無利子化については、下記「特別利子補給制度」を参照。

- ・特別利子補給制度（日本政策金融公庫）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_faq_jisshitsumurishika_chusho.pdf

※日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や「新型コロナウイルス対策マル経融資」、商工中金の「危機対応融資」等を利用した中小事業者のうち、売上が20%以上減少した中小企業（小規模法人は15%以上）を対象に、利子が補給されることで、当初3年間を実質的に無利子とする制度。具体的な申請方法は今後、中小企業庁のウェブサイト等で公表予定。

- ・民間金融機関における実質無利子・無担保融資（経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501008/20200501008-1.pdf>

※セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用し民間金融機関から融資を受けた場合に、要件を満たすと保証料・利子の減免を受けられる制度。中小企業の場合は、売上の前年同月比5%以上減少した場合は保証料が半額に、同15%以上減少した場合は保証料・利子が実質的にゼロになる（利子は当初3年間のみ）。

- ・危機関連保証制度（中小企業庁）危機関連保証制度（中小企業庁）

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm

※直近1か月の売上が前年同月比15%以上減少するなどした場合に利用可。別枠2.8億円限度。

- ・ 経営環境変化対応資金〈セーフティネット貸付〉

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keeisien_m_t.html

※売上高の減少幅に関係なく利用可能。7.2億円限度。

- ・ 都道府県別補助金・助成金・融資情報（〈独〉中小企業基盤整備機構）

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>

※各都道府県や市区町村が提供する補助金・助成金・融資の情報を地域別に掲載。

- ・ 資金繰り支援内容一覧表（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shikinguri_list.pdf

※資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度を条件別に掲載。

■ その他・一般情報

- ・ 新型コロナウイルス感染症関連情報（経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

※上記支援策を含む経産省の諸施策を掲載。

- ・ 事業者向け支援策パンフレット（経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

※経産省の支援策をまとめたパンフレット。随時更新。

- ・ j-Net21（〈独〉中小企業基盤整備機構）

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/corona.html>

※中小企業支援のためのポータルサイト。各種相談窓口や補助金・助成金・融資などの情報を掲載。

以 上